

○厚生労働省告示第九十三号

有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第四十四号）の施行に伴い、並びに有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第二十八条の三の四第一項、鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）第五十二条の三の四第一項、特定化學物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十六条の三の四第二項、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の二の四十四の十九第一項第二号及び粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）第二十六条の三の四第二項の規定に基づき、個人ばく露測定講習規程を次のように定め、令和八年十月一日から適用する。

令和六年三月十八日

個人ばく露測定講習規程

（講習科目の範囲及び時間）

厚生労働大臣　武見　敬三

第一条 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（以下「登録省令」とい

う。）第一条の二の四十四の十七第一項の個人ばく露測定講習（以下「個人ばく露測定講習」という。）のうち、デザイン及びサンプリングに関する講習（以下「デザイン等講習」という。）の学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により行うものとする。

講習科目	範囲	講習時間
個人ばく露測定概論	個人ばく露測定の目的、個人ばく露測定結果の評価、呼吸用保護具の選択	二時間
デザインに関する知識	個人ばく露測定に係るデザインの方法	三時間

サンプリングに関する知識

個人ばく露測定に係るサンプリングの方法

一時間三十分

する知識

労働衛生関係法令

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働安全

一時間

衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則及び粉じん障害防止規則中の関係条項並びに関係告示等中の関

係条項

2 個人ばく露測定講習のうち、デザイン等講習の実技講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により行うものとする。

講習科目	範囲	講習時間
デザイン	個人ばく露測定に係るデザイン	三十分
サンプリング	個人ばく露測定に係るサンプリング	一時間
化学物質管理概論	化学物質管理の概要	三十分

3 個人ばく露測定講習のうち、サンプリングに関する講習（以下「サンプリング講習」という。）の学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習の科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により行うものとする。

講習科目	範囲	講習時間
化学物質管理概論	化学物質管理の概要	三十分

個人ばく露測定講習のうち、サンプリング講習の実技講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、

個人ばく露測定概論	個人ばく露測定の目的	三十分
サンプリングに関する知識	個人ばく露測定に係るサンプリングの方法	二時間
労働衛生関係法令 告示等中の関係条項	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則 、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則及び粉じん障害予防規則中の関係条項並びに関係	三十分

それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により行うものとする。

講習科目	範囲	講習時間
サンプリング	個人ばく露測定に係るサンプリング	一時間三十分

(講習科目の受講の一部免除)

第一条 次の表の上欄に掲げる者は、同表の下欄に掲げる講習科目について当該科目の受講の免除を受けることができる。

受講の免除を受けることができる者	講習科目
作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）	サンプリングに関する知識

) 第二条第四号に規定する作業環境測定士の

サンプリング

うち、作業環境測定法施行規則（昭和五十年

労働省令第二十号）第六条第一項第一号の登

録を受けた者

(修了試験)

第三条 個人ばく露測定講習においては、修了試験を行うものとする。

2 修了試験は、学科試験及び実技試験とする。

3 学科試験は、個人ばく露測定講習のうち学科講習の科目について、筆記試験又は口述試験によつて行  
う。

4 実技試験は、個人ばく露測定講習のうち実技講習の科目について行う。

(細目)

第四条 前三条に定めるもののほか、個人ばく露測定講習の実施について必要な事項は、厚生労働省労働基

准局長の定めるところによる。